



パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組

www.cas.go.jp/jp/taisaku/atareshi_shihonyug/partnership/index.html

内閣官房

Google 提供

内閣官房について 会見・発表 政策・制度 情報提供

トップページ > 各府省庁・会議等の活動情報 > 新しい資本主義実現本部/新しい資本主義実現会議 > パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について

成長と分配の好循環を目指す中、今春の賃上げの労使交渉では、自社の支払能力を踏まえ、最大限の賃上げが期待されます。

他方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、製造業などはコロナ前の水準又はそれ以上に回復する一方、悪影響が続いている業種もあり、業績回復に差が生じています。

こうした中で、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境を整備するため、12月27日に閣議了解を行い、政府一体となって対応することといたしました。

これに基づき、毎年1月から3月までを「転嫁対策に向けた集中取組期間」と定め、政府を挙げて、強力に取組を進めていくとともに、今後、取組状況をフォローアップしています。

- ・ [パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について（令和3年12月27日閣議了解）](#)

各省における取組状況

公正取引委員会

1. 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する公正取引委員会の取組（特設サイト）
2. 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する取組について(令和4年1月26日公表)
 - ・ [違反行為情報提供フォーム（買ったときなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供フォーム）](#)
 - ・ [下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準](#)
 - ・ [下請法Q&A](#)
3. [不当なしわ寄せに関する下請相談窓口](#)
 - ・ [「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」の2](#)

下請法Q&A

4. 中小事業者等取引公正化推進アクションプラン

- ・ [「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の改定について\(令和3年11月24日公表\)](#)
- ・ [最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた中小事業者等取引公正化推進アクションプラン\(令和3年9月8日公表\)](#)

中小企業庁

- ・ [違反行為情報提供フォーム](#)
- ・ [下請Gメンヒアリング](#)
- ・ [下請適正取引等の推進のためのガイドライン](#)
- ・ [パートナーシップ情報宣言](#)

消費者庁

- ・ [価格転嫁に使用した表示表示法上の問題となり得る表示について](#)

厚生労働省

最低賃金引上げに向けた中小企業等支援事業

農林水産省

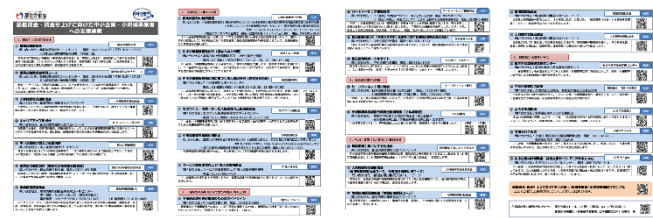
- ・ [食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン](#)

国土交通省

- ・ [公共工事の入札契約制度について（関係法令や地方公共団体への要請等）](#)
- ・ [建設業における法令遵守の取組について](#)
- ・ [貨物自動車運送事業における令和3年（2021年）の燃料価格の上昇に対する対応について](#)
- ・ [内航客運業法の改正について](#)

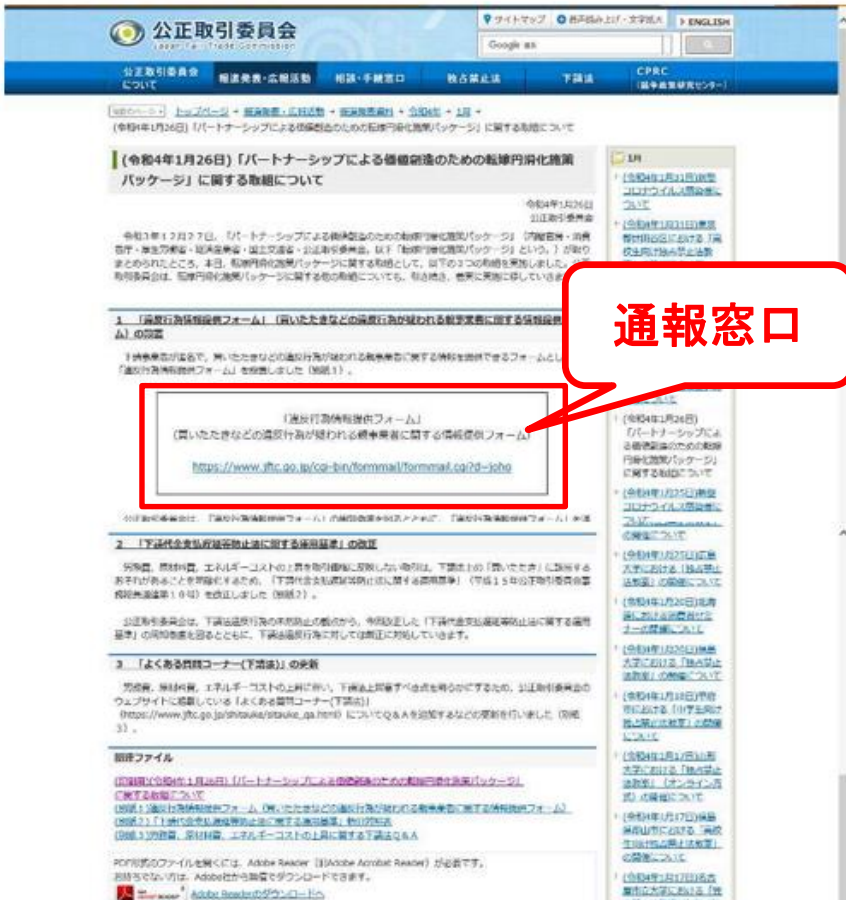
【連絡先】

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局
〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1
TEL.03-5253-2111





「パートナーシップによる価値創造のための 転嫁円滑化施策パッケージ」の取組



通報窓口

公正取引委員会関係
パンフレット掲載サイトへのリンク



下請Gメン

(中小企業庁 取引調査員)

令和4年4月

下請取引でお困りごとはありませんか？ 下請Gメンが、お話を伺います！

例えば... ①「発注単価を一律〇%減らして欲しい」など不合理かつ一方的な価格引き下げが行われる。

② 金型の返却や保管料負担を申し入れても、応じてくれない。



③ 光熱費、原材料費、人件費などが上がっても、値上げを認めない。

④ 手形による支払いが多く、その割引料も加味してもらえない。



国や業界が定めるルールづくりに反映していきます！

伺った御意見は、国による下請取引適正化のための法律や基準(※1)などの改正、業界団体による自主行動計画(※2)の策定や改訂につなげていきます。

- ※1 国が適正取引推進のため策定した業種ごとの「下請ガイドライン」
下請代金支払遅延等防止法 運用基準
下請中小企業振興法 振興基準 など
- ※2 各業界団体が取引適正化と付加価値向上に向け策定した「自主行動計画」

「下請Gメン」によるヒアリングに関するお問い合わせは

(各経済産業局 下請ヒアリング担当)

- 北海道 011-700-2251 中部 052-951-2860 四国 087-811-8564
- 東北 022-217-0417 近畿 06-6966-6037 九州 092-482-5450
- 関東 048-600-0324 中国 082-224-5745 沖縄 098-866-1755

中小企業庁 取引課 取引調査室 03-3501-3649